

## 住民税非課税世帯等に対する 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

国の決定に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を給付します。



### 住民税非課税世帯

**給付対象者** 基準日（令和4年9月30日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯。

※「親に扶養されている一人暮らしの学生」や「別居する子に扶養されている夫婦」など世帯全員が住民税課税者の扶養親族等のみで構成されている世帯は対象外

**受給権者** 対象世帯の世帯主

**給付金額** 1世帯当たり5万円

**申請方法** 市から対象となる見込の世帯の世帯主宛に11月28日(月)以降順次、「確認書」または「申請書」（収入の不明な人が含まれる場合）を送付しますので、確認書などに必要事項を記入し、郵送で提出してください。  
※確認書・申請書が送付されていない世帯であっても、一部支給対象となる場合があります。以下のような場合は、地域共生推進課まで問い合わせてください。

- 令和4年1月1日の時点では、婚姻状態で課税配偶者に扶養されていたが、基準日前に離婚し別世帯となっている
- 基準日以前に泉佐野市に引っ越ししていたが、住民票の手続きを11月7日(月)以降に行っていた
- 配偶者その他親族からの暴力などを理由に泉佐野市に避難中で、住民票は泉佐野市外にある
- 基準日以前から住民票が削除されている人で、基準日の翌日以降、新たに泉佐野市で住民票が作成された

**申請期限** 来年2月28日(火)（必着）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、市役所には申請窓口は設けていません。

### 家計急変世帯

**給付対象者** 基準日（令和4年9月30日）に日本国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている世帯のうち、上記の「住民税非課税世帯」に該当する世帯以外で、予期せず令和4年1月～12月の家計が急変し、世帯全員が住民税均等割非課税相当となった世帯

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込み額（令和4年1月以降の任意の1ヵ月×12）が市町村住民税均等割非課税水準以下であることを指します。詳しくは市ホームページ（<https://www.city.izumi.sano.lg.jp/kakuka/kenkou/shogai/menu/10017.html>）をご覧ください。

**受給権者** 対象世帯の世帯主

**給付金額** 1世帯当たり5万円

**申請方法** 要件を満たす人を特定できないため、市からの個別の案内はできません。給付金の受給には申請が必要になります。申請日時点で居住している市区町村で申請してください。

※「申請書」と「簡易な収入（所得）見込額の申立書」に必要事項を記入して、収入（所得）額が確認できる書類や本人確認書類などを添付し、泉佐野市住民税非課税世帯等価格高騰緊急支援金担当まで、郵送で提出してください。

● 申請書類は地域共生推進課へ電話で送付の依頼をしていただくか、市ホームページからダウンロードしてください。

● 申請時には本人確認書類（マイナンバー・運転免許証などの写し）、受取口座の確認書類（金融機関名・口座番号・口座名義人がわかる通帳やキャッシュカードなどの写し）、令和4年の世帯全員分の収入が確認できる書類（給与明細等）などが必要です。必要書類の詳細は申請書などを確認してください。

**申請期限** 来年2月28日(火)（必着）

### 問合せ先

- 住民税非課税世帯分について…泉佐野市価格高騰緊急支援給付金コールセンター（☎463-2181）12月1日(木)以降の午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）
  - 家計急変世帯分について…地域共生推進課 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）
- ※問い合わせの際は、「価格高騰緊急支援給付金」とお申し出ください。
- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金制度全般…内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター（☎0120-526-145）午前9時～午後8時（土・日曜日、祝日、年末年始除く）

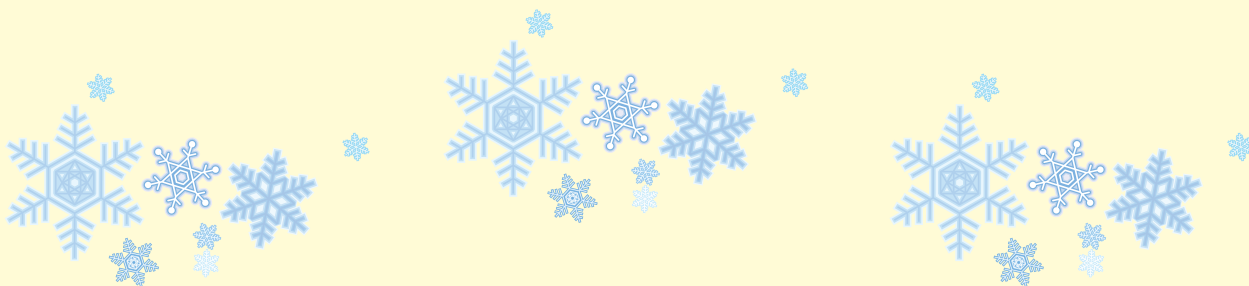
### 給付（振り込み）時期

確認書などを受け付けてから、記載の振込口座に3週間程度で振り込む予定です。

※確認書などの返送が集中する時期は、それ以上かかる場合もあります。なお、確認書などに不備などがあった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

### 緊急支援給付金の給付を装った特殊詐欺等に注意してください！

- 緊急支援給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。
  - 緊急支援給付金の給付のため、手数料の振り込みを求めることはありません。
  - 緊急支援給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。
- ※緊急支援給付金をかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）へ連絡してください。



**申請期限は  
12月31日まで！**

**新型コロナワクチン3回目接種促進事業**  
～地域ポイント「さのぼ」5,000ポイントの付与～

泉佐野市が発行した接種券で、9月30日(金)までに3回目接種を受けた市民に、市内の「さのぼ」加盟店で利用できる地域ポイント「さのぼ」5,000ポイントを付与しています。申請期限が迫りますので、申請がまだの方は早めに申請してください。

**申請期限** 12月31日(土)  
(郵送の場合、当日消印有効)

**ポイントの利用期限** 来年2月28日(火)

**問合せ先** 平日 午前9時～午後7時に泉佐野市3回目ワクチン接種促進事業事務局（☎0120-748-801）へ

※対象となる人で、申請の案内が届いていない人は、問い合わせてください。

